

第108委員会分担金規程

平成14年4月1日制定

平成24年5月17日制定

平成27年12月9日改定

2022年5月23日改定

第108委員会事務局

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

第1条 この規程は、第108委員会規約第10条により、同国内委員会分担金について定める。

第2条 分担金は、第108委員会への参加会員に、第3条により賦課する(以下一般会員とする)。
ただし、諸官庁及び第4条に定める特別会員、業界団体、公益団体については賦課しない(以下準会員とする)。

第3条 分担金の額は、年額を以下の通り定め、年を2期に分ち、4月及び10月に納入しなければならない。年度途中で退会する場合でも、年額を納入しなければならない。ただし、定例委員会において別段の定めをした場合は、この限りではない。

- (1) 分担金の額は、一律年額20万円(消費税別)とする。
- (2) 全額出資の子会社については、その親会社が分担金を納入している限り、賦課を免除される。
- (3) 新規加入の場合、初年度については入会月に応じ4半期等分で算出された金額を納入しなければならない。

第4条 第108委員会への参加会員及び委員数について以下のように定める。

- (1) 一般会員：企業体であり、委員は複数推薦できる。
- (2) 業界団体：業界の団体であり、委員は原則として一人だけ推薦できる。
必要に応じ、団体内の複数の委員会の委員をリエゾン委員として推薦することができる。
- (3) 公益団体：業界団体以外の公益団体であり、委員は原則として一人だけ推薦できる。
- (4) 特別会員：委員会で承認された学識経験者、有識者とする。

上記(2)及び(3)で原則一人の委員としている場合であっても、次の場合は複数の参加を認める。

- ・引継ぎその他の事由で幹事会が認めたオブザーバーとしての参加。
- ・一つの組織からの委員であっても、幹事、主査等の役職の違いによって、複数の参加が必要と判断される。

第5条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。委員長は、毎事業年度終了後、収支決算書を作成し、監事の監査を経て定例委員会に付議しなければならない。

改訂：平成23年11月22日

- ・2条 参加会員について、一般会員、準会員の区別を明確にした。

改訂：平成24年5月17日

- ・名称を一般社団法人に変更した。

改訂：平成27年12月9日

- ・第1条の規程について、誤記修正として「・・第108委員会規約第9条に・・」を「・・第108委員会規約第10条に・・」に変更した。

改訂：2022年5月23日

- ・第4条について、(2)、(2)及び(3)へ特記事項を追加した。

以上